

## 【新築マンションの分譲事業者等（※）】の方へ

### ※分譲事業者等

新築マンションの売主、事業主、販売委託業者その他のマンションの販売を行う者及び管理受託を予定し販売時に協力することを約している管理業者

板橋区では、平成30年7月1日に「東京都板橋区良質なマンションの管理等の推進に関する条例」が施行されました。

マンションの購入検討者や購入者が「住んでみたい」「住み続けたい」と感じる良質な住まいの確保のため、適正な管理の重要性について早期の普及啓発、管理組合の取り組みに対する支援にご協力をいただきますようお願いいたします。

条例により次の事項を、お願いしています。

- ①板橋区の規則で定める【マンション分譲開始届】を提出してください。
- ②購入者及び購入検討者に対し、板橋区規則で定める別表（裏面）の事項について、説明してください。
- ③マンション管理組合の設立を支援し、総会・理事会等の開催、管理者の設置及び管理規約等の制定にご協力ください。
- ④管理組合の設立、管理規約の制定及び管理者の設置を入居開始後3か月以内に実施できるようご支援ください。

### ■【マンション分譲開始届】をご提出ください■

届出書類は板橋区ホームページからダウンロードしていただくか、「板橋区役所 北館5階 14番窓口」にてお渡ししております。

届出書類をご記入いただき、郵送又はメールにてご提出ください。

(<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/sumai/apartment/1032198/1002119.html>)

◎管理者等の方には、「マンション管理状況届」をご提出いただきます。

「マンション管理状況届」について

… (<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/sumai/apartment/1032198/1002114.html>)

問合せ先 板橋区都市整備部住宅政策課マンション政策係 電話 03-3579-2730



別表（第3条関係）

1 一般事項

(1) 管理組合の役割
(2) 管理組合の組織
(3) 管理規約等
(4) 管理費
(5) 各種使用料等
(6) 長期修繕計画
(7) 修繕積立金
(8) 管理の方法（自主管理・管理委託）

2 販売するマンションの個別事項

(1) 管理組合の設立
(2) 理事長の選任
(3) 管理規約（原始規約）の内容と設定方法
(4) 入居後の管理に必要となる費用 ア 管理費と主な用途 イ 管理準備金 ウ 修繕積立金 エ 修繕積立基金 オ 各種使用料
(5) 長期修繕計画案
(6) 管理方法
(7) 管理業者（予定）とその会社概要
(8) 板橋区及び近隣住民等と締結したマンション建設に関する協定等のうち、マンション購入者が引き継がなくてはならない事項等